

No.	質問	回答
1	第4号様式 配置予定技術者の経歴等「その他」の名称変更は可能でしょうか(その他→統括責任者等)。	可能です。業務の円滑な遂行を目的として、任意の役職(統括責任者等)を設け、経験豊富な技術者を別途配置するご提案を妨げるものではありません。
2	正本1部、副本10部の提出について、印刷データのファイリング方法に指定はございますか。(クリアファイルのみ、ホチキス止め、穴あけパンチにて紙ファイルやキングファイルでファイリング、インデックス必須等)	審査等において綴じて使用いたしますので、穴あけパンチにて穴を開け、紙ファイルやキングファイル等に綴じられる状態でのご提出をお願いいたします。
3	ウ 書式および表記について、フォントの指定はございますか。	フォント(書体)の指定は特にございません。ただし、実施要領の規定のとおり、文字サイズは注記等を除き原則として11ポイント以上として作成してください。
4	・参加表明書押印必須に対し、任意様式とある見積書、提案書等は押印不要でしょうか。 ・任意様式の提出書類で押印が必要なものはありますか？	お見込みのとおり、見積書および企画提案書等、任意様式となっているものへの押印は不要です。
5	イ 時間の目安について、説明時間20分は概ねの時間で、時間が多少前後しても問題ないでしょうか。	多少前後することについては問題ございませんが、円滑な審査進行のため、説明は20分以内に終了するよう努めていただきますようお願いいたします。
6	審査に際し、参加人数の上限はございますか。	審査会場のスペース等の都合により、プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者につき最大5名までとさせていただきます。
7	・記載する会社の業務実績の数に上限はございますか。 ・提案書の配置予定技術者の第4号様式の予定技術者の過去10年間の業務の実績は1名1業務でしょうか。複数業務記載可能でしょうか。 ・第3号様式および第4号様式の業務実績は該当するもの全てを記載する想定でしょうか？そうでない場合、記載の上限数はありますか？	記載する会社の業務実績の数について、特に上限は設けて御座いません。また、技術者の実績は1名につき1業務を想定しておりますが、2業務以上記載していただいても差し支えございません。

8	配置予定技術者の経歴に前職の実績を含めることは可能でしょうか。また、前職の実績であるといった理由から契約書や業務内容を確認できる書類を準備できない場合は、実績としてみなされない、評価対象としない理解でしょうか。	前職での実績を含めることはできません。現在の所属企業において従事した実績のみを記載してください。なお、同グループ企業内での異動については、前職とはみなしません。
9	提案書にディスクレーマーを付属させたいと考えますが、こちらページ上限の枚数にカウントされるのでしょうか。もしくは目次等と同様に含めない認識でしょうか。	ページ上限の枚数(15ページ以内)に含めてカウントいたします。表紙、目次、および実施要領に規定した除外書類(区分1業務実績、第4号様式、見積書類等)以外はすべてページ制限に含まれます。
10	正本のみ押印必要、副本のみ黒塗り必要等、正本と副本で違いがございましたらご教示ください。	正本および副本の内容に違いはございません。提出書類への押印(参加表明書を除く)や、副本における黒塗り対応は不要です。
11	・ウ 接続ケーブルなどの互換性について現時点で使用するケーブルの形式等確認することは可能でしょうか。 ・カまた、委員会でのスクリーン投影の比率を共有いただくことは可能でしょうか(標準の横16:9)。	本件につきましては、現在詳細を確認中であるため、後日改めて回答いたします。
12	企画提案書作成において特定テーマの記載はありませんが、実施要領9(2)に記載の構成に従い、実施手法の提案をする認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。実施要領9(2)アに記載の構成(区分1から3)に従って、実施手法等のご提案をお願いいたします。
13	実施要領3(8)において「管理技術者及び照査技術者には(略)技術士(上下水道部門)の有資格者を配置」と記載がありますが、3(8)イにおいて「技術士(上下水道部門)の資格を有することが望ましい」と記載されています。照査技術者は、技術士資格は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	曖昧な記載になってしまい申し訳ありません。ご認識のとおり、照査技術者において「技術士(上下水道部門)」の資格は必須ではなく、「推奨要件(望ましい)」として取り扱います。実施要領3(8)本文の記載は、管理技術者への必須要件と照査技術者への推奨要件を包括して記載したものであり、各技術者の個別の配置要件については、仕様書3(2)および実施要領3(8)イの規定を優先し、照査技術者の技術士(上下水道部門)資格は「有することが望ましい」とします。

14	実施要領3(8)イにおいて、照査技術者の要件に「管理技術者と同等の資格」とありますが、同等の判断基準を教えてください。	「管理技術者と同等の資格」とは、上下水道分野における専門的知見を客観的に証明できる資格または経験を指します。具体的には、RCCM(上下水道部門)の資格を有する者、あるいは過去に同種業務(官民連携の導入可能性調査等)において照査技術者や管理技術者等の責任ある立場で従事した実績を有する者を「同等の資格を有する者」とみなします。そのうえで、より高度な専門的知見の観点から「技術士(上下水道部門)」を有することが望ましいという要件となります。
15	実施要領3(8)イおよび技術審査項目において、照査技術者および担当技術者の資格要件に関する記載はありませんが、資格の有無が加点減点の対象になることはありますか？	照査技術者および担当技術者の資格の有無が、審査において直接的な加点や減点の対象になることはございません。
16	実施要領9(2)イにおいて、ページ制限に含まない書類に配置予定技術者の経歴(第4号様式)が記載されております。企画提案書の中に第4号様式を含む記載はありませんが、参加表明の際に提出した資料も企画提案書に含める必要がありますか？	企画提案書へ第4号様式を含めていただくことは必須ではございません。提案内容の補足として任意で含めていただくことは差し支えなく、その場合はページ制限には含めないものとして取り扱います。
17	仕様書2(1)エ「市場性調査(サウンディング調査)の実施」と(4)「民間企業の意向調査(ヒアリング等の実施)」について、両者の実施目的・対象者・手法の違いをご教示ください。	「(4)民間企業の意向調査」は、事業スキームを策定していく過程において、民間事業者(地元企業を含みます)の一般的な関心度や参画の障壁等を幅広く把握するためのプレサウンディングや個別ヒアリング等を想定しております。一方、「(1)エ 市場性調査」は、そうした意向調査等を踏まえて策定された事業スキーム案に対し、具体的な実現可能性や本町特有の制約条件への妥当性を検証するための市場調査を想定しております。なお、これらを明確な別工程とするか一体的なプロセスとするか等の具体的な実施手法につきましては、受注者からのより実効性の高い提案により決定いたします。
18	2026年11月末までに提出する仕様書2(1)から(3)の概略整理について、(4)民間企業の意向調査結果を踏まえた事業スキームの確定前の段階であることを踏まえ、事業スキームは複数案比較レベルか推奨案1案に絞った状態か、またVFMは暫定値(概算レベル)でよいかなど、求められる精度・レベルをご教示ください。	ご提出いただく概略整理の資料は、本町内部での初期協議(導入の是非の検討等)や次年度予算の参考として活用することを目的としているため、ご認識のとおり、事業スキームについては「複数案の比較検討レベル」、VFM等の試算結果については「暫定値(概算レベル)」の精度で差し支えございません。なお、資料の様式等に細かな指定はございませんが、協議において状況を的確に把握できるよう要点を整理していただくとともに、必要に応じて専門用語を排した平易な概要資料のご提供をお願いする場合がございます。

19	『『実施方針』および『要求水準書』等の公募関係書類の骨子案』における「等」に含まれる書類の範囲及び「骨子案」の成果レベル(目次・主要条件の記載レベルかドラフト素案レベルか)をご教示ください。	「等」に含まれる書類の範囲は、現状においては「事業者選定基準」等の関連書類を想定しておりますが、実際の範囲につきましては、次年度以降の事業スケジュールや公募条件等を踏まえ受注者との協議により決定する予定です。また、「骨子案」の成果レベルにつきましては、詳細なドラフト素案ではなく、各書類の「目次および主要条件の記載レベル」を想定しております。
----	---	---